

第8回橋本市自治基本条例策定委員会 会議録

会議名	第8回橋本市自治基本条例策定委員会		
日時	平成30年3月14日(水) 午後1時30分～午後4時30分		
場所	橋本市教育文化会館3階第1研修室		
出席者	委員 (敬称略)	堀内 秀雄 西川 一弘 田村 亜美 戸島 浩子 小林 俊治 東 美樹 野村 昌子	乾 幸八 前田 陽一郎 遠藤 和美 森田 知世子 隅田 秀浩 柴田 香織 大山 善久
			堀江 佳史 平家 利也 山本 光子 森川 嘉久 土田 淳子 岸田 昌章 【出席委員：20名】
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 意見募集に係る意見への回答について(報告)</p> <p>(2) 条例素案(報告書)について</p> <p>①条例素案の検討</p> <p>②報告書様式の検討</p> <p>(3) 事前課題について</p> <p>①地域運営組織に対する意見</p> <p>②事前課題の提出</p> <p>(4) その他</p> <p>・答申：平成30年3月28日(水) 午後1時30分～</p> <p>3. 閉会</p>		
資料	<p>資料1 意見募集に係る意見に対する策定委員会の考え方</p> <p>資料2 (仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 素案</p> <p>資料3 橋本市自治基本条例策定委員会 報告書(案)</p> <p>資料4 橋本市自治基本条例策定委員会 報告書 資料編 目次(案)</p> <p>資料5 答申文(案)</p>		

《次回日程について》

- 答申 平成30年3月28日(水) 午後1時30分～(予定)

1.開会

(傍聴者 4人)

2. 議事

(1) 意見募集に係る意見への回答について(報告)(資料1)

事務局より、平成29年12月25日～平成30年1月31日にかけて、策定委員会が行った意見募集に係る意見への回答(策定委員会の考え方)について報告した。報告事項は主に第7回策定委員会時に示した案からの変更点のみとした。

(委員長)

- ・意見募集の受け手は事務局ではなく、策定委員会。そのため、回答も「策定委員会の考え方」という点を重視して考えた内容となっている。
- ・前回の第7回策定委員会時に議論した内容を踏まえ、三役(委員長・副委員長)で調整したものを市ホームページで公表した。
- ・行政手続き上、一般的に30日前後で回答を公開するとしているところが多いので、第8回策定委員会を行う前に公表した。
- ・意見募集の際に、反対、批判、訂正案の意見がたくさん届いたケースはあまり知らないのですが、珍しいのではないかと思います。それだけ多くの市民の方の関心をいただけたということだと感じているので、嬉しく思っています。
- ・策定委員会として意見募集を行い、考え方を示すという今まで橋本市で行っていないような形を実現できた点においても、高く評価できる。
- ・当初は12月末で答申する予定だったものを、3月まで延長して議論を重ねたことが、市民の方の関心を生んだことに繋がっている。
- ・答申する条例素案に関しては、あくまでも策定委員会として策定したもの。市へ答申してからは、市が内部で議論・調整を行う。その際にこの素案を尊重、参考にしってもらう目的であるが、答申案のまま議会へ上程されるわけではないためご理解願います。

(2) 条例素案(報告書)について(資料2,3,4)

- ①条例素案の検討 ②報告書様式の検討

事務局より、中間素案への意見等を考慮し、三役及び事務局で検討した案について説明があった（変更案については資料 2 参照）。

資料 2 を確認し、委員が感じたことや変更案に対する意見を交換し、変更点ごとに最終的な素案として使用するかどうかを議論した。

また、答申文に添付する報告書の案が示され、報告書様式として使用してよいかどうかについても議論した（報告書は資料 3、報告書の資料編の構成は資料 4、答申文案については資料 5 を参照）。本来であれば答申文は資料 5 のような形のみであることが多いが、最後までこの策定委員会らしさにこだわりたいという観点から、たくさんの資料を添付し、報告書という形でまとめてはどうかという提案が委員長からあった。

《委員意見》

- ・前文の最初の二行について、条例の前文がずっと生きるという位置づけであるならば、「人口減少」や「大きな変化を迎えている」といった、策定時のことを書いていてよいのか。普遍的なものの方がよいのではないかと、疑問。
- ・第 4 条 第 2 号「保障します」を「設けます」に変更することについて、「市は全部受け止めるので、いろいろな発想でしてください！」という気持ちで「保障します」のままとした方がよいのでは。
- ・第 5 条 第 2 項「良く知るため」は「良く」という表記でよいのか。
- ・第 7 条 第 4 項「保障し、参画のための手続を明確にします」を「設けます」と変更することについて、「市は全部受け止める」という意味で「保障し」のままの方がよいのでは。また、「設けます」にしたとしても、「参画のための手続を明確にする」という文言は必要なのでは。
- ・第 3 章に市議会の役割、第 4 章に市長等及び職員の役割があるが、第 4 章の中には市議会を含めた主語とした方がよいのではないかと思う部分がある。そのため、「市の役割」という章を設けた方がよいのでは。
- ・第 10 条にある、地域運営組織については今日議論して煮詰まるものではないため、策定委員会とは別に議論する場や展開を考えてほしい。
- ・第 10 条 地域運営組織をいいものにするのは市民の力次第だと思う。地域運営組織を通じてまちづくりがよくなっていけるよう、前向きに考えていきたい。
- ・第 10 条 地域運営組織を活かしきれんのかどうか、うまく活かすにはどうすればよいか課題。これから先の方が大変。
- ・第 10 条 地域運営組織について一番関心があった。市、区・自治会が協力してまちづくりを行っていかうという趣旨でよいと思う。この条例が絵に描いた餅にならないように、市民や区民とともに勉強していきたい。
- ・他市を別件で訪れることがあったので見てきたが、他市は第 10 条にあるようなことを条例ではなく規則で定めていた。あえて、橋本市が第 10 条 地域運営組織に関する

- ことを条例で定めようとしていることは、意味・価値のあることだと改めて感じた。
- ・地域運営組織の拠点をどうするか、公民館をどうするかという話が、今後他市のよう
に橋本市でも浮上すると思う。自治体が小さくなるという点に関しては、これからの
時代を考えるとそうならざるを得ないと思うが、単にコストカットするということと、
自治の担い手がたくさん育ち、自治体を作り変えて仕事の中味も変わって結果的に自
治体が小さくなることでは、同じ「小さくなる」でもプロセスが全然違う。橋本市は
是非後者であってほしい。また、そのときの自治の担い手の教育や、それをベースと
する学習の自由については大切にしてほしい。
 - ・第 11 条 民間非営利組織について、最初は違和感があったが、資料 2 のようにまとま
ったのを見ると、橋本市としてこういった組織がたくさん育っているという上での
ことになるのかもしれないが、入っていてよかったのかなとも思う。
 - ・第 14 条 行政評価について、「毎年度」から「必要に応じて」と変更されている。「い
つ必要になるか」という疑問はあるが、毎年度とされているよりはよい。
 - ・第 14 条 行政評価について、「毎年度」ではなく「必要に応じて」となると、次第に
評価の間隔がどんどん広がってしまうようなことはないか不安。ある程度の期間を
決めてしまい、その他は必要に応じて行う等とした方がよいのではないか。
 - ・第 17 条 第 4 項に、「別に条例を定める」とあるが、この条例を作るためにどれくら
いの時間が必要なのか。
 - ・まずは市民に興味を持ってもらえるような仕組みが必要。
 - ・教育の面で、この条例や市政に関することを活かせるような場面を作ってほしい。
 - ・いいものができたと思っている。
 - ・やわらかくかつはっきりと、わかりやすいものになっていると思う。
 - ・よくまとまっていると思う。
 - ・読む気になれる、わかりやすい条例になったと思う。
 - ・異論も含め、委員の意見として報告書に記載してくれたことについては感謝したい。
 - ・条例を制定した後が一番大切であり、これからの地方自治の具体的方向性について、
しっかり考えてもらう必要がある。
 - ・条例としては、前向きで、さらに良くなるようにという上昇志向のものができたと思
っている。
 - ・この条例に携わただけで **Happy** なので、きっとこの条例が今後育まれていけばも
っとみんなが **Happy** になるのではないかと思う。
 - ・「サークル」活動をしていると、特に子育てサークルでいうと一定の時期がくるとそ
のサークルから抜けてしまうということが多。その現状を見て、これからうまく条
例に関わっていけるのか不安があるが、もっと条例に絡んで、よりよいものになるよ
うになればいいなと感じている。
 - ・議会でも多々言われている。市民の定義や条例の位置づけなど、気になるところがあ

り、今後こういったところがこれから問題になっていくのかもしれない。ただ、意見募集での意見への策定委員会の考え方や、報告書にあるように、策定委員会としての考え方は示しているので説明ができるのではないかと思う。

- ・この条例とは別に、条例を2つ作らなければならないとなっているところが課題。
- ・ひとつの言葉がどんな重さを持つのか考えると、大変な役割を担っていると思った。
- ・市民が主体的に行えるという前向きなことが読み取れるが、この条例をもとにしみんなが主体性を持てるような働きかけが必要になる。
- ・自分自身がこの策定委員会で経験したようなことを市民の人にも体験してもらったり、広げたりすることが必要。
- ・「育む」「協働」「参画」「まちづくり」という言葉が市民に趣旨を理解してもらいながら伝わっていくことが大切だと感じた。
- ・他の委員会では、事務局案が示されてそのまま承認して…という流れも多いのではないかと思うが、この策定委員会は当初の案から何度も何度も書き換えられた。まちづくりシンポジウムや意見募集でいただいた、策定委員会以外からの意見も反映させることができた。文字数としては少ないかもしれないが、様々な意見を反映させることができたという点は良かった。

《変更点についての可否》

資料2にある変更点について、変更してよいかひとつずつ議論した。変更してよいと一致した点については割愛。

●前文を「現状」とするか「普遍的なもの」とするか

- ・前文や条文は、いつ制定するということがある以上、時限的規程はあると考える。
- ・これからの環境の変化や行財政の変化に応じて、条例の見直しの際に必要ながあれば前文についても見直しする可能性があるということによいのでは。

⇒制定時点での前文とする。

●第4条 第2号 「保障する」→「設ける」について

- ・「設定する」に変更しては？
- ・「保障する」のままでよいのでは。
- ・「設けます」の方がよい。
- ・「設けて支援する」ように文言を足してほしい。
- ・「努めます」とすると努力義務なので、「設けます」は努力義務以上のことだと思う。

⇒委員内でも思いが多々あるところではあるが、三役調整した案が「設けます」なので答申は「設けます」とする。

- 第3章と第4章をあわせて、「市の役割」という章を作ってはどうか。
⇒橋本市議会基本条例に市議会の役割については定められているため、重複を避ける・齟齬がないようにするためにも、資料3のとおりとする。
- 第7条 第4項「手続を明確にする」文言は残した方がよいのでは。
⇒「機会を設ける」中に含まれていると判断できるため資料3のとおりとする。
- 第14条「必要に応じて」について
 - ・総合計画の進捗に関しては、最大5年以内には評価を実施する必要がある。
 - ・行政評価ははぐくむ委員会が行うものではない。
 - ・「必要」と判断するのは誰なのか。主体が必要でない判断すると行われなくなってしまうことが心配。
 - ・市長の任期のことも考えて、「4年に一度」「当該市長の任期中に必要に応じて」としては。
 - ・行政評価を市民参画で行うところに意味、意義がある。
 - ・「総合計画基本計画策定時に行政評価を実施」とするとしっくりくる。
 ⇒「最低5年以内に一度は行政評価を行う」等、「必要に応じて」よりは行政に制限を与えるという趣旨で、表現は委員長預かりとする。
- 第17条 はぐくむ委員会を置く期間について
 - ・第17条「はぐくむ委員会」がこの条例の進行管理や評価等を行う役割になると想定。
 - ・行政評価よりも、はぐくむ委員会について期間を制限した方がよいのでは。
 - ・イメージとしては毎年度。市民の方に検証してもらい、意見をもらい、反映していかなければ自治と協働は育ちづらいのでは。
 - ・第16条を、「効果を毎年度検証し」、その結果によって条例を「必要に応じて見直す」としてはどうか。
 - ・「別に定める条例」で定めればよいのでは。
 - ・第16条の「効果を検証し、必要に応じて見直しながら」を削除し、第17条に「前条の検証及び見直しにあたって、毎年度～」としてもよいのでは。
 - ・第16条は主語が「私たち」であるが、市が委員会に委嘱することから、検証や見直しは第17条に入れても問題ないのでは。
 - ・条例の趣旨から見ても、第16条に「効果を検証し、必要に応じて見直しながら」は残すべき。
 - ・第16条で「毎年度効果を検証」とすると、市民を含めて毎年度検証するのは大変。そのため、第17条第1項に、「毎年度」と入れた方がよいのでは。そうすると、毎年

度設置→毎年度解散という趣旨になる。

- ・第 17 条第 1 項に、「毎年度」と入れると、「置きます」という結びと合わない。
⇒第 16 条はそのまま、第 17 条に「毎年度」と追記する（表現は委員長預かりとする）。

(3) 事前課題について

①地域運営組織に対する意見 ②事前課題の提出

第 8 回策定委員会に向けて、各委員で事前課題として

- ①第 10 条 第 1 項「一定のまとまりのある地域」とは、どんな地域を想定しているか。
- ②第 10 条 第 2 項「連携しながら」とは、市、区・自治会、その他関係機関と何を連携してまちづくりに取り組むことを想定しているか。
- ③第 10 条 第 3 項「地域の特性等をいかした多様なまちづくり」とは、どんなまちづくりを想定しているか。

上記三点について予め考えを整理してきてもらうこととしていたため、記入した用紙を策定委員会終了後提出してもらった。報告書 資料編（資料 4 参照）で地域運営組織に関する資料を添付する予定なので、そこに委員の意見を整理して載せてはどうかとの提案があった。

第 7 回策定委員会で、策定委員会として地域運営組織に関する事項を議論し、策定委員会として方向性を固めるにはまだまだ議論の余地があると話し合ったが、答申にあたって、今後より多くの方の議論の材料となるよう委員の意見を掲載することとした。

また、報告書 資料編に掲載する際には、委員の氏名は掲載しないこと、項目ごとに整理して検討課題を明らかにすることと注意があった。

《委員意見》

- ・個人的に、公民館をコミュニティセンター化することには反対。この報告書にそういった事例を掲載することで、まるで決定したことであるかのように受け取られてしまわないよう注意してほしい。
- ・もし事例を掲載することがあれば、個別の事例を掲載するのではなくパターンの紹介等にしておけばよいのではないか。
- ・地域運営組織については別条例を定めることとなっており、策定委員会はあくまでも自治基本条例を策定することが使命。その本質を間違えてはいけない。
- ・地域づくりに直接関わっている方はもっとたくさんいる。この策定委員会で網羅できているわけではないため、今後はそういった方々の意見をたくさん聞きながら議論をしていくべき。

- ・橋本市は橋本市独自のものを考える必要がある。
- ・この地域運営組織に関しては、公民館のコミュニティセンター化の可能性や、区・自治会で賄ってきた組織体制が変わってしまう可能性も孕んでいる。ただし、地域運営組織の特性を見ると、組織としてあった方がよいというのが策定委員会の考え方。今までより負担が増えるものではなく、これから地域活動に参画してくれる人や団体が増えるようなものになればよいと思う。
- ・現状の区・自治会でうまく機能している。その現状を潰してしまうことのないよう十分に議論してほしい。今より良いものとなるよう、みんなの話を充分聞いた上で進んでもらわなければ、行政側の一方通行ではうまくいかないと思う。一方的に、「他市と同様に」「自治基本条例に則って」と推し進めることがないようお願いしたい。
- ・自治と協働をはぐくむ条例は、市と市民が力を合わせなければできないことばかり。

(4) その他

●答申：平成30年3月28日(水)午後1時30分から

- ・参加できる委員は事務局まで連絡すること。
- ・詳細については後日改めて通知する。
- ・資料5に関する訂正
 会長 → 委員長
 本審議会 → 本策定委員会

《今後の予定》

平成30年3月28日(水) 13:30～ 答申

以上

【会議録署名欄】

委員長

梶内秀雄

【会議録署名欄】

委員

西川 一弘

【会議録署名欄】

委員 森田 知世子